

## 著作権関連法規の改正草案について

著作権者保護の拡大を図るとともに、著作物の大衆利用の需要を考慮のうえ、台湾の著作権集団管理団体の内部統制を健全にさせるため、行政院は、2021年4月8日に經濟部が起草した「著作権法」及び「著作権集団管理団体条例」の一部改正草案を可決し、立法院に対し書簡を通じて審議の要請をする予定である。その中で、今回の「著作権法」の改正草案については、「著作権者保護の拡大」、「大衆利用の需要への配慮」、「著作物の流通と利用の促進」及び「時宜を得ない刑罰の減少」を四大軸とし、「著作権集団管理団体条例」に関しては、「著作権集団管理団体の設立に対する審査体制の強化」、「良好なる内部統制の仕組の構築」及び「監督機能の強化」の三大目標に着目している。そこで、今回著作権関連法規の改正草案について、その要点を以下に説明する。

### 一、「著作権法」の一部改正草案

#### 1. テクノロジーの発展に伴う需要の拡大に対応した著作財産権の内在的意味の再編統合及び修正

将来の多様なテクノロジーに対応するとともに柔軟性を持たせるために、「公の放送」の定義について、現行法で例示される伝統的な放送方法のほか、「その他これに類似する方法」を追加修正した。また、放送システムによる放送内容が音声又は映像に限られるのを避けるよう、「音声又は映像で」という文言を削除することによって、以降公衆に著作物を伝達する方式にあらゆる形式の内容を含ませることとなる。（「著作権法」改正草案第3条第6号）

このほか、今回「再公開伝達（公の再伝達）」に関する規定の追加修正によって、過去営業の場所において、テレビ等一般的な家庭用受信設備だけを用いて、別段の設備の使用により放送の効果を拡大しない限り、著作物の利用行為には関わらないとの見解は、将来この改正草案の施行を境に適用されなくなる。（「著作権法」改正草案第3条第10号）

#### 2. 著作物の利用に係る合理的な範囲の補修追加と大衆の需要への配慮

時代の変遷に伴い、現行法で定めている著作物の合理的な利用範囲は、インターネット及びデジタルテクノロジー時代の需要に対応できなくなっている。こうし

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

た背景を踏まえ、海外の立法例を参考にし、リモート教育、台湾国立中央図書館のデジタルアーカイブ、機関リポジトリによる案内の目的などの合理的な利用に関する規定を追加修正した。なお、民衆による営利を目的としない活動上の利用に対する制限への緩和として、民衆が公園に持参したラジオやスマートフォンを通じて音楽を流すような、不定期的に取り行い、又はオープンスペースで行われる営利を目的としない活動については、料金を支払わずに著作物を利用することができるとする規定を補修追加した。(「著作権法」改正草案第 48 条、第 55 条)

### 3. 契約の自由及び産業需要に合わせた著作財産権の帰属に係る規定の修正

職務上完成した著作物及び出資者の委嘱を受けて完成した著作物に関して、現行法の規定に基づき著作者について約定しなかった場合、それぞれ被雇用者又は委嘱を受けた者をその著作者とするほか、著作財産権については、被雇用者若しくは雇用者又は委嘱を受けた者若しくは出資者にその財産権の「全部」を帰属する旨の約定を契約で行うしかないとされている。しかしながら、これはやや柔軟性に欠けるうえ産業の発展にとっても不利であるゆえに、契約自由の原則及び産業発展による著作財産権の取得の需要に合わせるよう、雇用者と被雇用者又は委嘱を受けた者と出資者の間で著作財産権の帰属について自由に約定することができると修正した。その例として、双方が著作財産権の「一部」を有し、又は第三者が著作財産権を有する約定が挙げられる。(「著作権法」改正草案第 11 条、第 12 条)

## 二、「著作権集団管理団体条例」一部改正草案

### 1. 設立許可の出願に対する審査の仕組の強化

著作権集団管理団体（以下、「管理団体」という）の設立許可の出願に関し、発起人の資格及び真実性の審査の仕組について強化する必要があることを鑑み、今回の改正草案では、管理団体発起人に関する資料の真実性を確認するよう、設立許可の出願を行う際に、発起人が有する著作財産権の著作者の情報、並びに出願日の 6 ヶ月前以内の発起人会議事録及び出席名簿を添付して提出しなければならないとする規定を増補修正した。このほか、著作権の責任担当機関が出願を受理するときは、その出願の資料がすべて備わった後に、審査時の参考として、当該出願を著作権責任担当機関のネットサイトにおいて、公衆の意見提示に供するよう公告することができる。(「著作権集団管理団体条例」改正草案第 4 条及び第 4-1 条)

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 2. 良好なる内部統制の仕組の構築

今回の改正は、過去管理団体において、財務上の行為が違法に関わったり、管理の許諾を受けた楽曲数を水増ししたりして、著作権責任担当機関に許可を廃止のうえ解散を命じられたことが実務上発生したことを理由に挙げ、社会からの管理団体への信頼を強化するために、管理団体の内部統制をより重視していく必要があるとしている。その改正の例として、今回の草案では、管理団体は、管理団体に著作財産権の管理を許諾する会員の著作財産権に関する情報について、審査の仕組みを制定したうえ、著作権責任担当機関の審査に備えて届け出なければならないとの追加修正が挙げられる。そして、利用者が管理団体に管理されている著作物を明確に知悉するよう、管理団体はこれらの情報を公衆の閲覧に提供しなければならないとの補修追加も挙げられる。このほか、管理団体が私腹を肥やすことを避けるよう、今回の改正草案では、管理団体に報酬専用口座の開設が要求されることによって、会計の監査及び財務の透明化に役立つとともに、会員権利の保障及び健全なる財務管理の目的に達することができるはずと考えられる。さらに、統制の仕組の強化を図り、今回の改正草案では、董事（日本の取締役役に相当）及び監察人（日本の監査役に相当）の消極的資格と任期に対する制限が新たに設けられることとなる。（「著作権集団管理団体条例」改正草案第 12、15、15-1 条、第 19-1、27、38、47-1 条など）

## 3. 責任担当機関の監視機能の強化

著作権責任担当機関による監督・指導が根拠に欠けるという現状を打破するよう、本改正草案は、責任担当機関の監督機能の強化にも焦点を当てている。そこで、著作権責任担当機関が「業務」の処理状況についてしか管理団体に対し期限を定めて申告するよう命令することができないという現行法下における状況を修正するために、責任担当機関が「財務」の処理状況についても管理団体に対し期限を定めて申告するよう命じることができるほか、必要に応じ管理団体に対し期限を定めて財務改善計画の提出を命じることができるとする規定を増補修正した。このほか、管理団体の董事会が自ら董事や監察人等の法に違反した人員を更迭するのは容易なではないことを考量した結果として、著作権責任担当機関が直接当該違法行為を行った董事、監察人、異議申出委員を解任し、又はその職務を停止することができるとする規定を追加した。（「著作権集団管理団体条例」改正草案第 41 条及び第 42 条）

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。